

ポイント その2 預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類	期間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金、普通預金、別段預金	全額保護	利息が付かないなどの条件を満たす預金(2)は全額保護
預金保険の対象商品	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含む)金融債(保護預かり専用商品に限る)など(1)	合算して元本1,000万円までとその利息など(3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預かり専用商品以外のもの)	保護対象外 (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))	

- (1) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
- (2) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
- (3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配なども利息と同様保護されます。



当座預金、普通預金、別段預金は、平成17年3月末まで引き続き全額保護

定期預金などについては、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本一千万円までとその利息などが保護されます。平成十七年四月以降は、当座預金などの利息の付かない預金が、全額保護されることとなります。農水産業協同組合貯金保険制度についても、同様に取扱われます。

ポイント その3 預金保険制度に加入している **金融機関**

- ▷ 銀行(日本国内に本店のあるもの) ▷ 信用金庫 ▷ 信用組合
 - ▷ 労働金庫 ▷ 信金中央金庫 ▷ 全国信用協同組合連合会 ▷ 労働金庫連合会
- 農協、漁協、水産加工協などの系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。



健康診査の内容・対象者

健康診査名	内容	対象者
結核検診	胸部X線検査	昭和63年4月1日以前に生まれた方。学校・職場・病院などで受けない方は、必ず受けてください。
基本健診	身体計測・血圧・尿検査・血液検査・心電図など	職場・病院などで受けられない40歳以上(昭和39年4月1日以前の生まれ)の方
胃がん検診	胃部X線検査	
大腸がん検診	便潜血2日法	
子宮頸がん検診	視診・内診・細胞診	職場・病院などで受けられない30歳以上(昭和49年4月1日以前の生まれ)の女性
乳がん検診	問診・視診・触診 乳房X線検査(マンモグラフィ)	乳房X線検査(マンモグラフィ)は50歳以上の女性

保健センターが行う健康診査は登録制です

平成十五年度に保健センターから健康診査の個人通知を発送する方は、平成十四年度中に各種健康診査の個人通知が届いた方と、平成十四年度中に市の健康診査を受けられた方です。前記以外の方で、今後、詳しくは、保健センター(☎2010)へどうぞ。

市の各種健康診査の個人通知を希望される方は、三月二十日(木)までに保健センターにお申し込みください。